

福建省漳州市平和県の土楼について

甘利 弘樹

Tulou Buildings in Pinghe County, Zhangzhou City, Fujian Province

AMARI, Hiroki

大分大学教育学部研究紀要 第39巻第1号

2017年9月 別刷

Reprinted From

THE RESEARCH BULLETIN OF THE

FACULTY OF EDUCATION

OITA UNIVERSITY

Vol. 39, No. 1, September 2017

OITA, JAPAN

福建省漳州市平和県の土楼について

甘 利 弘 樹*

【要 旨】 本論文は、福建省漳州市平和県小坪東山社にある土楼の現状とその成立背景を探ることを目的とする。とりわけ明清時代以降の平和県の動向を反映した現代の土楼の諸側面を指摘するものである。

【キーワード】 土楼 福建省 平和県 明清時代

はじめに

本論文は、中華人民共和国福建省漳州市平和県小坪東山社にある土楼（相輝楼・塔山楼）の現状、及びその形成の背景となる明清時代以降の平和県の土楼について明らかにしようとするものである¹⁾。

福建省は中国華南地方に位置し、「福建土楼」が2008年にユネスコ世界遺産に登録されたことで有名である。世界遺産登録と相まって、福建省では永定県の承啓楼をはじめ多数の土楼が整備され、多くの観光客が訪問している。一方で、あまり観光対象及び研究対象となっていない土楼に、漳州市平和県のものがある。

平和県の土楼は447基あり、永定県の1002基、龍岩市の966基、南靖県の894基に次いで、福建南部にある諸県の中では比較的数が多い²⁾。また福建省最大の円楼・方楼があるほか、他地域に見られないような構造の土楼があると曾五岳氏が指摘する³⁾ように、特徴が数多く存在している。さらに平和県で近年編纂された地方志には、同県の土楼の多くは、清初期～清中期に築造されたと記載されている⁴⁾。

以下では、清代以降に編纂された平和県の地方志⁵⁾に基づき、上記のような土楼が形成された明清時代以降における平和県の歴史を整理した上で、2007年12月22日(土)に筆者が訪問・調査した相輝楼・塔山楼の諸データをまとめ、同県における土楼の歴史的位置づけを解明することとしたい。

なお、平和県に関する地方志としては、以下の3種がある。

・光緒『平和県志』（王相・昌天錦纂輯，康熙58年（1719）本に基づく光緒15年（1889）

平成29年5月31日受理

*あまり・ひろき 大分大学教育学部社会認識教育講座（東洋史）

重刊本。『中国方志叢書』に収録され、成文出版社から 1967 年 12 月刊行)

→『康熙志』と表記

- ・道光『平和県志』（黄許桂主修・曾泮水纂輯、道光 13 年（1833）手抄本。福建省地方志編纂委員会が整理し、厦門大学出版社から 2008 年 4 月刊行）

→『道光志』と表記

- ・『平和県志』（平和県地方志編纂委員会編、群衆出版社から 1994 年 4 月刊行）

→『新志』と表記

本論文では、上記 3 冊に基づき、まず土楼建設の背景となる明清時代における平和県の動向をまとめておく。なお、引用した史料について、…は引用者が省略した箇所を、（）は引用者による補注をそれぞれ表す。

I 明清時代の平和県と土楼

平和県は、明代の正徳 13 年(1518)に設置された。この年、福建南部の汀州府・漳州府における反乱を鎮圧した南贛汀漳軍門王守仁（王陽明）の上奏に基づき、漳州府南靖県の一部が平和県とされたのである⁶⁾。なお、平和県という県名の由来は、『康熙志』巻 1、疆域志、沿革に

（原文）県名平和，取其寇平而民和也。

（訳文）県名の平和は，その反乱者を平定して民衆が安定したことから取った。

とあることによるとする一方で、『新志』第 1 章「沿革」第 1 節「隸属」は、「後人にはまた『平定民和(平定して民和す)』に由来するという説もある」としている。筆者が確認したところでは、『道光志』巻 1、建置沿革志に王守仁の上奏文が挙げられ，その中に

（原文）建県治于河頭大洋陂，以其郷故属平和社，請名県曰平和，属漳州府。

（訳文）県治を河頭大洋陂に建てたとき，その地が昔平和社に属していたことから，請願して平和県と命名し，漳州府に所属させた。

とあり，平和県衙が南靖県の旧平和社に建てられたことに由来すると指摘されている。なお，上記の上奏文の按文（編纂者の註解）には，

（原文）旧志芸文僅掲載陽明初奏，而沿革僅採覆奏，且以県名為取寇平而民和之義，尤為荒略。

（訳文）以前の地方志の芸文志の項目には王陽明の最初の上奏のみが掲載され，沿革志の項目には復奏のみが掲載されており，さらに県名を寇平而民和の意味から取ったとしているのは，甚だ不十分で簡略である。

とあって、『道光志』の編纂者が『康熙志』の記載を、史料の引用の観点から批判している。このことから、平和県の名称の由来は、『道光志』に基づくことが妥当と考えられる。

その後明代後期の平和県は、山寇・海寇・倭寇の襲撃をしばしば受ける⁷⁾。特に山寇については、南方に位置する広東側の山寇（「広賊」）の活動が、明末さらに清初の順治年間にも継続していたことが見出せる⁸⁾。

こうした状況下において、『康熙志』巻12、雑覧志、寇変に

（原文）嘉靖…庚申年…五月，饒賊張璉僭稱偽号。衆二千餘，襲陷雲霄城。殺掠無數，人民殆盡。兼有草寇乘風竊發，邑無寧土，民無定居，往往逃匿山中，破突未黔而賊又至矣。富者皆罄其所有贖身，貧亦稱貸求免，其虔劉于鋒鏑之下者不可勝紀。于是有力者倡率里人依險為堡，不能建堡者則携老稚入縣城。城故卑陋，縣官日督士民修築之，且築且守。城内惡少又與賊為援，橫行無忌，民不堪命。

（訳文）嘉靖…庚申（29）年…5月，広東饒平県の賊張璉が偽号を僭称した。衆は二千餘人で，雲霄県城を襲撃・陥落した。殺掠は無数で，民は殆ど尽きた。これに併せて草寇が状勢を窺い静かに発生し，県に安寧の地はなく，民は定居せず，往往にして山中に逃げ隠れたが，移動がままならず賊も到来した。裕福な者は皆全てをなげうって解放してもらい，貧者もまた借金をして免れようとしたが，その武器で殺された者は記録し尽くせない。ここにおいて有力者は里人を率いて險要に堡を造り，堡を建造できない者は老人・子供を携えて県城に入った。しかし城はもともと朽ちていたため，県官が日々士民を監督して修築し，築造しつつ守備していた。城内の不良少年も賊と助け合い，横行してはばからず，民は生きていられなかった。

とあり⁹⁾，堡（土堡），すなわち土楼の有無は，山寇の攻撃を回避できるか否かの重要な条件となっていたことがわかる。

一方で順治年間には，海寇として鄭成功がしばしば平和県に進攻し，康熙年間も鄭氏勢力と清軍の戦闘の記録がある¹⁰⁾。このときの土楼による防衛組織としての有効性は，『康熙志』巻12，雑覧志，寇変に以下のように描かれている¹¹⁾。

（原文）（康熙）三十六年，詔安縣城呂扁聚党于白葉渠。渠深險，與広東大埔縣山谷連界，數日之間，衆至七百餘人。劫掠村落，漸逼縣城，居民各依鄉堡，賊無所得。

（訳文）康熙36年，詔安縣城の呂扁が白葉渠に徒党を集めた。渠は深く険しく，広東大埔県と山谷で境界を接しており，数日間で，参加者は七百餘人になった。村落を劫掠し，県城に迫ったが，住民は各々郷堡にいたため，賊は何も得られなかった。

また，こうした土楼の有効性は，同時期の広東においても見られ¹²⁾，土楼が清初の華南地方における地域防衛において重要な位置づけを有していたことが指摘できる。

次いで三藩の乱（1673～1681）が終わり，鄭氏勢力が崩壊すると，平和県は周辺の他県と同様に安定期に入り，反乱の記述が見られなくなる。そうした中で，『道光志』巻3，武功志，国朝に，

(原文)乾隆十七年二月，琯溪庠生蔡榮祖倡謀不軌，南靖南坪山道士馮珩煽惑助逆党，糾伙党潜運兵器，克期十二月十七日襲攻漳城。

(訳文)乾隆 17 年 2 月，琯溪の生員蔡榮祖が不軌を倡謀し，南靖県南坪山の道士馮珩が煽惑して逆党（蔡榮祖）を助け，味方を糾合して密かに武器を運び，12 月 17 日に漳州府城を襲撃することにした。

という記述がある¹³⁾。この乾隆 17 年（1752）2 月の反乱計画は結局のところ官側に露見し，捕らわれた蔡榮祖ら 40 人余りは処刑されることになる¹⁴⁾が，この事件は，平和県にとって象徴的なものと位置づけられる。すなわち档案史料によると，乾隆年間から道光年間にかけて，平和県では秘密結社（天地会）の活動が散見しており¹⁵⁾，生員のような地域社会における中核的人物が，道士のような民間の宗教指導者と一定程度結託する可能性があったのである。それと同時に，清代の平和県において械闘が頻発していたことが，陳啓鐘氏の研究¹⁶⁾によって解明されている。

以上のように明清時代の平和県を通観すると，安定した時期は限定されており，山寇・海寇・倭寇や，秘密結社の活動や械闘に対する防御体制の一環として，土楼が形成され，特に清初の順治年間以降有効に活用されるようになったことが見通せるのである。

Ⅱ 相輝楼と塔山楼

1 相輝楼

相輝楼のある平和県小坪東山社は，『新志』巻 1「建置」によれば，清代には大坪約清寧里五図の東山郷に該当する地域であった。2007 年調査時における相輝楼の所在地は，看板(図 1)のある幹線道路から 500 メートルほど離れた住宅地の中で，さらにその周囲にはザボン農園が広がっていた(図 2)。



図 1



図 2

相輝楼は3階建ての円楼である。外周を調べると、外壁の一部が壊れて、内側の土と木材が露わになっていた(図3)。土楼の外壁は、ほとんどの場合黄土と木材によって作られるが、時にはもち米・赤砂糖・卵の白身を混ぜて作ることもあるという¹⁷⁾。相輝楼は、その外壁の崩壊した部分を見た限りでは、黄土と木材から作られており、一般的な素材が用いられているといえる。

図4で示したこの楼の入口には、右側にある銀板に赤い字で、「歡迎參觀 門票伍元」(「參觀を歓迎します 入場料5元」の意味)のように、歓迎の言葉と入場料が書かれていた。この土楼が観光地化している側面を表しているといえる。

続いて、相輝楼の内部構造を考えると、福建省では一般的な円楼で、一重の円形の楼内1階の中庭(図5)は石畳になっており、井戸の跡(図6)以外特別な建築物は存在しない。



図3



図4



図5



図 6



図 7

相輝楼は、3階から土楼を見下ろすことが可能である（図7）。ただし現在3階は生活空間として使用されていない。そのことを反映して、土楼の外側にある窓（以前は外敵に銃を向けたり、見張りをしたりするために用いられていた）は、木の板がはめこまれている（図8・図9。図9は図8の拡大図）。



図 8



図 9

2階は洗濯物が干されたり、テレビ電波受信のためのパラボラアンテナが設置されたりするなど、生活空間として用いられている（図10）。ただし2階全てが使われているわけではなく、空き部屋も多い。その理由は、木製の床が抜けそうになるなど、老朽化が進んでいるためと、土楼に来る客人（住民の親族を含む）のためのスペースを確保するためと思われる。

1階には注目すべきものが3点ある。1点は「盧氏宗祠」である（図11・図12。図11は相輝楼入口から見た全景。図12は宗祠の入口）。この祠廟は、「崇徳堂」という文字のある扁額、黒い墨で「榮宗耀祖」と書かれた文字のある赤い布、そして約18ある位牌が並べられた祭壇からなる小規模なものである（図13）。



図 10

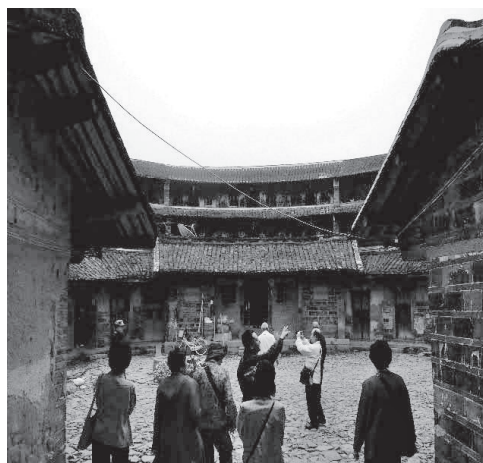


図 11



図 12

「盧氏」は、相輝楼の住民に当たる一族であることはいうまでもない。ただし平和県の盧氏の祠廟は、『道光志』巻3、祀典志、祠祀に記録がない。そもそも『道光志』には盧氏に関する



図 13

る記事が極めて少ない。それらを挙げると、次の通りである（「掲載箇所——掲載内容」の形式）。

巻 5, 選挙志, 荐辟, 明——盧遜華の名

巻 5, 選挙志, 援例, 明——盧時耀の名

巻 5, 選挙志, 举人, 明・巻 5, 選挙志, 貢生, 明——盧啓中（崇禎 9 年（1636）の
举人, 清寧里人）の名

巻 5, 選挙志, 貢生, 明——盧一鳳（崇禎 7 年（1634）の貢生, 清寧里人）の名

巻 5, 選挙志, 武举人, 国朝——盧光烈（嘉慶 15 年（1810）の武举人）の名

巻 5, 選挙志, 貢生, 国朝——盧信隆（康熙 46 年（1707）の貢生, 龍溪籍）の名

巻 7, 人物志, 明——盧遜華（明初に漳浦県知県を担当した人物）の短い伝記

このうち、清寧里（相輝楼の存在する地）の出身である明末の人盧啓中・盧一鳳が、相輝楼の主であった可能性が高い。なお、盧啓中・盧一鳳以外の盧氏と相輝楼との関係は不明だが、いずれの盧氏も進士を輩出していない。このことから、平和県における盧氏は、中小規模の家族であったことが見出せる。

また、『康熙志』巻 2, 関隘志, 各郷土堡（附）に平和県内の土堡（土楼に相当する）が列挙されている中で、「小坪堡 盧姓」（「小坪堡は盧姓のもの」の意味）とあり、相輝楼は清代において、小坪堡と呼ばれていたことがわかる。

相輝楼 1 階で注目すべき 2 点目は、上記祭壇の傍らの壁に掲示してある「相輝楼簡介」（図 14）で、次のように書かれている。

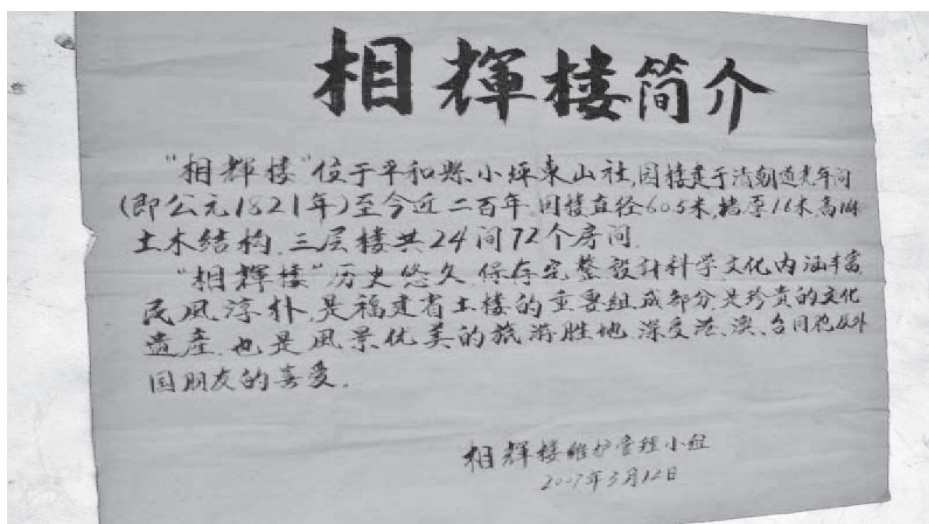


図 14

（原文）“相輝楼”位于平和县小坪东山社，円楼建于清朝道光年間（即公元 1821 年），至今近二百年。円楼直径 60.5 米，墙厚 1.6 米，高 16 米，土木結構，三層楼共 24 間 72 箇房間。

“相輝楼”历史悠久，保存完整，設計科学，文化内涵丰富，民風淳朴，是福建省土楼鑄重要組成部分，是珍貴的文化遺產，也是風光優美的旅游勝地，深受港・澳・台同胞及外国朋友的喜愛。

相輝楼維護管理小組

2007 年 5 月 12 日

（訳文）「相輝楼」は平和県小坪東山社に位置し，円楼は清朝道光年間（すなわち西暦 1821 年）に建てられ，今に至るまで約 200 年を経ている。円楼の直径は 60.5 メートル，壁の厚さは 1.6 メートル，高さ 16 メートル，土木の構造で，3 階建ての建物は 24 間 72 部屋である。

「相輝楼」は歴史が悠久，保存が完全，設計が科学的で，文化的內容が豊富であり，民風が純朴で，福建省土楼の重要な構成部分になっており，貴重な文化遺産であり，また風光明媚な旅行の景勝地でもあり，香港・澳門・台湾の同胞及び外国朋友の好意を深く受けている。

相輝楼維持管理グループ

2007 年 5 月 12 日

これによって，具体的な数値に基づき相輝楼の規模がわかる。一方で建築された時期が，「道光年間（すなわち西暦 1821 年）」と記されているが，この表記では，道光元年（＝1821 年）

でよいのか悪いのか判断がつかない。また、「相輝楼簡介」後半の大部分は抽象的表現であるが、「香港・澳門・台湾の同胞及び外国朋友」に関しては、寄付を広く募る文言といえる一方で、相輝楼の住民と移民（華僑）との関係を考えるヒントを与えてくれる文言と位置づけられる。

ここで平和県の華僑について言及すると、清代において多数の住民が渡海したことがわかっている¹⁸⁾。また、華僑との連絡組織が平和県では複数存在している¹⁹⁾ことから、相輝楼がいわば中国のネットワーク社会に明確に組み込まれたことが見出せる。

注目すべき3点目は、観音像の存在である。相輝楼の唯一の出入口を入ってすぐの右手に、観音像を祀った小堂がある（図15。写真では左手）。土楼に観音像がしばしば祀られていることは、夙に指摘されているところである²⁰⁾が、相輝楼のような小型の土楼でも観音像が存在することが確認できた。小堂（図16）は高さが150センチメートルほどで、観音像を安置した堂の周りにある桃色の幕には、「答謝神恩」（「神の恩恵に御礼申し上げます」の意味）、「合家平安」（「家族が平穏無事でありますように」の意味）の文言が見られる。また、奉獻者として盧阿炳の名があり、これは相輝楼の住民の代表を指すと考えられる。



図 15



図 16

以上のことから、相輝楼は盧氏の所有する土楼であり、清の康熙年間にはその存在が確認できる。ただし、盧氏は『康熙志』・『道光志』の記事に基づく、継続的に進士を輩出するような大規模な宗族を形成していたわけではなく、土楼もそれに比して中小規模に当たるといえる。

2 塔山楼

塔山楼には、相輝楼から幹線道路に戻り、約5分間車で道路を進んだあと、住宅地の中を歩くこと100メートルほどで到着した。

塔山楼（図17）は方楼で、規模について正確なデータはないが、敷地面積のみで考えると、相輝楼とほぼ同じと見て取れる。外壁は石・レンガを積み重ねて作られており、外見上崩れた箇所はなかった（図18）。住居に囲まれた方形の中庭は、相輝楼と同様に石畳になっており、

使われていない2つの臼の跡があった（図19）。また、2階建ての土楼の1階屋根部分には、複数の白色のパラボラアンテナが設置されていた（図20）。



図 17



図 18



図 19



図 20

塔山楼では、実際に家の中に入り、その生活空間を眼の当たりにすることができた。日中でも薄暗い部屋では、天井から採光していた。だがその採光は、屋根の一部をくり抜いて、幾重にも貼ったビニールを通すことによるものであった（図21）。

この土楼には、若干名の家族（図22）が住んでおり、姓は「ショウ」とのことだった。「ショウ」の姓の候補としては「鍾」・「蔣」・「葉」・「肖」・「邵」がある²¹⁾が、『康熙志』・『道光志』には上記5姓の進士の記述はない。またどの姓も平和県では少数派であることが指摘されている²²⁾。このことから、塔山楼は、中小規模の家族が居住してきた土楼であると位置づけることができる。

なお、塔山楼には、相輝楼等の他の土楼のように、「簡介」（簡単な紹介）や文献資料が存在していないほか、宗祠や観音堂も見出せなかった。これは、観光地化の途上にあること、家族の規模が比較的小規模であることの表れといえよう。

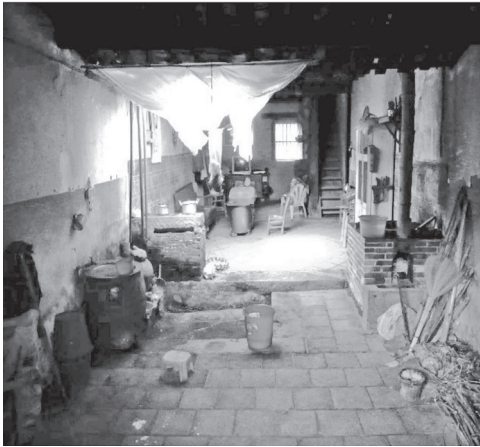


図 21



図 22

おわりに

以上、平和県にある土楼の明清時代の状況及び相輝楼・塔山楼の現状を概観してきた。2つの土楼は、相輝楼が円楼で、塔山楼が方楼であること以外に相違点はあまり存在せず、どちらの土楼も、明清時代の平和県を反映していること、中小規模の家族によって形成された土楼であることが見出せる。また一方で、確実に近代化の影響を受けており、パラボラアンテナによるテレビ電波の受信というメディア受容の促進という側面、文化遺産の観光地化としての側面を垣間見ることもできた。

元来土楼は、工事が簡便であるほか、長持ちするため経済面でコストがかからず、さらに通気、採光、地震対策、鳥獣被害の防止、保温、防音、防風、防犯といった諸側面でメリットが存在する²³⁾。明清時代には防犯、とりわけ山寇等の襲撃の回避が重要な役割を果たしていたが、現在は上述したような観光地化による整備あるいは収益というメリットが付加されたといえる。その一方で、政治的・経済的事情に起因する家族の減少や土楼再建の困難さは、土楼が新たな段階にあることを示しているといえる。そうした土楼の将来に関して、再調査を通して更に認識を深めていくことを今後の課題としておきたい。

注

1) 本論文は、文部科学省科学研究費補助金基盤研究(A)公開中間報告会「中国民衆反乱史の地域と景観」(2009(平成 21)年 12 月 19 日、高知大学総合研究棟)における筆者の報告「福建省漳州市平和県の客家土楼をめぐって」をベースとして改稿したものである。報告後の質疑応答の際に、質問・意見を寄せていただいた方々に記して感謝申し上げる次第である。なお、その際に森正夫氏から「タイトルに客家土楼とあるが、客家と限定されないのではないか」というご指摘を受けた。そのご指摘は、平和県の土楼に関して穏当なものであり、本論文のタイトルに反映させた次第である。

- 2) 黄漢民『福建土楼 ——中国伝統民居の瑰宝』（生活・読書・新知三聯書店，2003 年）。
- 3) 曾五岳『漳州土楼揭秘』（福建人民出版社，2006 年）。
- 4) 平和県地方志編纂委員会編『平和県志』（群衆出版社，1994 年。以下，本書を『新志』と表記する）巻 33「文物 名勝」第 2 章「古建築」第 5 節「生土楼」。
- 5) 『新志』巻 27「文化」第 5 章「図書 档案 史志編纂」第 5 節「地方志編纂」によれば，他にも明代の地方志（2 種），民国期の地方志があるが，前者は現存せず，後者は完成に至らなかったという。なお，歴代の『平和県志』の所蔵状況は，鄭宝謙主編・福建省文史研究館編『福建省旧地方志綜録』（海峡出版発行集団・福建人民出版社，2010 年）を参照。
- 6) 王守仁による平和県設置に関しては，唐立宗『在「盗區」與「政區」之間 ——明代閩粵贛湘交界的秩序變動與地方行政演化』（国立台湾大学文学院，2002 年）参照。
- 7) 『康熙志』巻 12，雜覽志，寇変。
- 8) 『康熙志』巻 12，雜覽志，寇変には，
論曰邑居辺徼，寇盜滋多，地連甌粵，蛮僚難化，況崇巖巨林木，嘯聚山隅，海曲伏莽，多虞乎。至于乘時藉勢，妄指義旗，又有倚衣冠為盜藪以荼毒，鄉里者無怪乎。叛乱相尋不一而足也。約而計之，平外盜易，平內盜難，外盜之入蔽其困隘，謹其汛防可保無患，若內盜之出非平時，噢咻撫摩，使不逼于飢寒，豈能潛消其萌蘖乎。為民上者加意軫恤，斯為生民之厚幸矣。
とあり，粵寇，すなわち広東側から侵入した山寇と県内の内通者の存在が警戒されていたことがわかる。
- 9) 『道光志』巻 3，武功志，明にも同様の記述がある。
- 10) 『康熙志』巻 12，雜覽志，寇変。
- 11) 『道光志』巻 3，武功志，明にも同様の記述がある。
- 12) 呉金成著，甘利弘樹・李鎔一共訳「入関初清朝権力の浸透と地域社会—広東東・北部地方を中心—」（『明代史研究』第 27 号，1999 年。原著：呉金成「入関初清朝権力の浸透と地域社会—広東東・北部地方を中心—」（『東洋史学研究』第 54 輯，1996 年），甘利弘樹「順治 10 年潮州総兵郝尚久の乱—清初の地方統治と関連して—」（『史峯』第 9 号，2003 年）。
- 13) なお，この史料は『康熙志』には見られない。『康熙志』が光緒年間に重刊された際，提示した史料を掲載することは可能であったと思われるが，実際には掲載されなかったことになる。その理由は不明である。
- 14) 『道光志』巻 3，武功志，国朝
時学院按臨漳州，伙党先混跡入，風声稍露，文武官正図計捕。至是，漳鎮中營守備葉相德，率兵赴南靖・平和。適榮祖等船至湖山，俱被擒。制府馳至漳鞠逆情，斬四十餘人于漳東市。
- 15) 中国人民大学清史研究所・中国第一歴史档案馆合編『天地会』中国人民大学出版社，1980 年～1988 年。
- 16) 陳啓鐘『明清閩南宗族意識的建構与強化』（厦門大学出版社，2009 年）第五章「閩南宗族械鬪的社会背景」。
- 17) 黄漢民氏前掲書。
- 18) 『新志』巻 3「人口」第 1 章「人口分布与變動」第 2 節「人口遷徙」には，康熙・雍正年間に平和県からフィリピンに渡海した人物の事例，道光元年（1821）に平和県大溪の呉福星がタイで錫鉱山を開き，その一族の多くもタイに渡ったという事例，アヘン戦争（1840～1842）後の 1848 年に平和県全体で移民ブームが最高潮に達した事例が記述されている。
- 19) 『新志』巻 22「社会团体」第 6 章「華僑界組織及其他団体」によれば，平和県には華僑関連の組織として，海外華僑公会，帰国華僑連合会，海外連誼会がある。
- 20) 汪毅夫『客家民間信仰』（福建教育出版社，1995 年），林浩著，藤村久雄訳『アジアの世紀の鍵を握る客家の原像—その源流・文化・人物』（中央公論新社，1996 年）等。
- 21) 『新志』巻 3「人口」第 5 章「姓氏」第 1 節「姓氏録」。
- 22) 同前註。
- 23) 『新志』巻 33「文物 名勝」第 2 章「古建築」第 5 節「生土楼」。

【附記】本稿は、平成 19 年度～平成 22 年度文部科学省科学研究費補助金（基盤研究(A)，課題番号 19202021）による成果の一部である。

Tulou Buildings in Pinghe County, Zhangzhou City, Fujian Province

AMARI, Hiroki

Abstract

This article aims to research the background and the condition of Tulou buildings in Pinghe County, Zhangzhou City, Fujian Province. In particular, the various aspects of Tulou buildings that have reflected developments in Pinghe County since the Ming and Qing Periods are pointed out.

【Key words】 Tulou buildings, Fujian Province, Pinghe County, the Ming and Qing Periods